豊橋市同時

２０２６年１１月２２日（日）２０：３０
愛知県特定家畜伝染病防疫部会
農業水産局畜産課家畜防疫対策室
家畜衛生グループ
担　　当　稲葉、村越
内　　線　３７０９、４５３４
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　０５２－９５４－６４２５

（野鳥における対応に関すること）
愛知県環境局環境政策部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
担　　当　関本、佐藤
内　　線　３０６８、３０６５
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　０５２－９５４－６２３０

愛知県における高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の確認について

本日、豊橋市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が確認されました。

１　農場の概要

所 在 地：豊橋市

飼養状況：採卵鶏　約８万羽

２　経緯

（１）2026 年 11 月 22 日（日）午前 11 時 55 分頃、農場から県東部家畜保健衛生所（豊橋市）へ、飼養する鶏の死亡が増加した旨の通報がありました。

（２）同日、当該家畜保健衛生所の職員が農場に立ち入りし、当該農場に対して、直ちに①鶏等の移動の自粛、②出入りの際の消毒の徹底及び③農場への関係者以外の立入禁止を指示しました。

（３）あわせて、死亡した鶏等を検体として鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、陽性であることが判明しました。

（４）これを受け、県は、当該農場を中心とした半径３㎞以内の区域の農場に対して、鶏等の移動自粛等を要請しました。

（５）現在、簡易検査陽性となった検体を県中央家畜保健衛生所（岡崎市）に搬入し、精密検査を実施中です。

３　今後の対応

（１）県特定家畜伝染病防疫部会及び東三河地域特定家畜伝染病防疫部会が防疫活動を開始します。

（２）高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜*の判定は、中央家畜保健衛生所での検査に基づき、農林水産省が行いますが、その見込みは11月23日（月・祝）午前８時の予定です。

疑似患畜と判定された場合は、速やかに記者発表を行った上で、発生農場の鶏の殺処分などの防疫措置を講ずるとともに、周辺農場の移動制限及び立入検査等を実施します。

あわせて、愛知県特定家畜伝染病緊急対策会議（議長　愛知県知事）を、午前９時 30 分から愛知県庁本庁舎３階特別会議室において開催します。なお、詳細は疑似患畜と判断された際にお知らせします。

＊疑似患畜とは：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

４　野鳥における対応

農場周辺での野鳥のパトロールを行うとともに、県民への情報周知と注意喚起を実施します。

５　その他

（１）我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

（参考　食品安全委員会Webサイト）

（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳にお控えくださるようお願いいたします。

（３）今後も、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

(参考)

11月22日、農場内で死亡していた鶏の中から８羽及び、その周辺で飼養されていた鶏２羽について簡易検査を実施したところ、８検体中３検体、２検体中１検体が陽性となりました。